

(県教育委員会送付資料)

教科用図書採択地区における小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用
図書の採択基準

平成30年度小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 小学校学習指導要領（平成20年3月28日 文部科学省告示第27号）の一部を改正する告示（平成27年3月27日 文部科学省告示第60号）の趣旨を踏まえること。
- 5 当該採択地区内の小学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が作成する「平成30年度使用小学校『特別の教科 道徳』教科用図書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行にあたっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。